

# 衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 4 月 27 日（火）、第 7 回の委員会が開かれました。

- 1 消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第 54 号）  
消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（川内博史君外 10 名提出、衆法第 15 号）
  - ・井上国務大臣（消費者及び食品安全担当）、和田内閣府大臣政務官、小野田法務大臣政務官及び政府参考人並びに提出者尾辻かな子君（立民）に対し質疑を行いました。
  - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。  
（質疑者）牧原秀樹君（自民）、古屋範子君（公明）、川内博史君（立民）、大西健介君（立民）、尾辻かな子君（立民）、吉田統彦君（立民）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）、井上一徳君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 牧原秀樹君（自民）

- （1） 消費者被害の事件が繰り返し起きる根本的な原因についての井上国務大臣の見解
- （2） 販売預託商法対策
  - ア 再犯を防止するために、業務停止命令より更に強力な手段を講ずる必要性
  - イ 法律の抜け道をすり抜けるような商法に対して、その隙間を埋める重要性
- （3） 送りつけ商法対策
  - ア 本改正案で送りつけること自体を禁止しなかった理由とその経緯
  - イ 商品を使用した場合も廃棄・処分等に含まれるかの確認
- （4） 詐欺的な定期購入商法対策
  - ア 消費生活相談の実態を踏まえたサービスやパターンの内容
  - イ 詐欺的な定期購入商法に対する本改正案における対処内容
  - ウ 規約の中に小さな文字で大量に書かれている表示と、特商法改正案第 12 条の 6 第 2 項（特定申込みを受ける際の表示）の「人を誤認させるような表示」との関係
- （5） 外国執行当局への情報提供に係る制度を本改正案に盛り込むこととした理由
- （6） 衆法関係
  - ア つけこみ型不当勧誘取消権
    - a 平成 30 年の消費者契約法改正時に第 4 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の「社会生活上の経験が乏しい」並びに第 5 号の「加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下している」が盛り込まれた経緯
    - b つけこみ型不当勧誘取消権に「知りながら」という事業者側の主観的要件を加えることに対する消費者庁の検討状況
    - c 消費者契約法の平成 30 年改正の際の附帯決議に盛り込まれている、つけこみ型不当勧誘に対する包括的な取消権に対する消費者庁の検討状況
    - イ 衆法に盛り込まれている、成年年齢下げを踏まえたクーリング・オフの熟慮期間の延長についての消費者庁の見解
- （7） 消費者庁における法曹人材の積極的な登用に向けた井上国務大臣の決意

## 古屋範子君（公明）

- （1） 今回の法改正の意義及び悪質商法に対する消費者被害の防止に向けた井上国務大臣の決意

- (2) 販売預託商法対策
  - ア 販売預託取引を原則禁止ではなく全面禁止とする必要性
  - イ 販売預託取引を例外的に認める場合の確認方法
- (3) 契約書面等の電子化
  - ア 契約書面等の電子交付の際の消費者からの承諾の重要性
  - イ 消費者からの承諾の取り方の具体的な内容
  - ウ 消費者からの承諾が取れない場合は書面交付義務を果たしていないことの確認及びその場合の消費者庁の対応
  - エ 消費生活相談員など現場の声を踏まえたうえで、消費者からの承諾の取り方に係る制度設計を検討する必要性についての井上国務大臣の見解
- (4) 詐欺的な定期購入商法対策
  - ア 詐欺的な定期購入商法に対する本改正案の実効性
  - イ 通信販売に係る契約の申込みの撤回又は契約を妨げる行為の具体的な事例
- (5) 送りつけ商法対策
  - ア 本改正案で送りつけ商法自体を禁止しない理由
  - イ 送りつけられた商品の代金を払う必要がないことなど、送りつけ商法への対応を周知するための消費者庁の今後の取組

川内博史君（立民）

契約書面等の電子化

- ア 与野党協議がまとまり契約書面等の電子化の規定を削除することとなった場合の政府の対応
- イ 過去に消費者庁が契約書面等の電子化に反対していた事実
  - a 平成 23 年 1 月 20 日の情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会において、消費者庁が契約書面等の電子化の実施は困難との認識を示したことについての確認
  - b 平成 30 年に要望を受けた規制改革ホットラインにおいて、電子化が「適切ではない」と 2 度回答したことの確認
  - c 令和 2 年 5 月の経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」に対し、消費者庁が消費者保護の観点から対応は困難と回答したことの確認
- ウ デジタル時代の消費者の脆弱性
  - a 令和 2 年 8 月の「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会報告書」で指摘されたデジタル化の進展による消費者の脆弱性の顕在化についての消費者庁の認識
  - b デジタル時代の消費者の脆弱性への対応を示した令和元年 9 月の G20 消費者政策国際会合の総括の法的な位置付け
- エ 消費者委員会における契約書面等の電子化に関する議論
  - a 令和元年 8 月 30 日に消費者委員会が示した意見の「書面交付義務の充実・強化」の中に電子データが含まれるか否かの確認
  - b 令和 3 年 1 月 14 日の消費者委員会における契約書面等の電子化の推進に積極的な発言の有無
- オ 政府内における契約書面等の電子化に関する議論
  - a 内閣法制局が消費者庁から法改正の相談を受けた最初の日付
  - b 井上国務大臣が法改正に向けた抱負を述べた令和 2 年 10 月 6 日の記者会見前の消費者庁による大臣レクの有無
  - c 契約書面等の電子化についての担当部局による消費者庁次長へのレクの時期
  - d 契約書面等の電子化についての規制改革推進会議事務局と消費者庁の正式なヒアリング以外の打合せ等の有無
  - e 消費者の利益にならない契約書面等の電子化に消費者庁がこだわる理由及び電子化を決定した

経緯

カ 令和3年3月26日の参議院財政金融委員会における、消費者保護の観点等から配慮を要する手続はデジタル化の対象としない旨の総理の答弁が政府の方針であることの確認

キ 契約書面等の電子化が特定商取引法及び預託法の目的である消費者保護に反する懸念

**大西健介君（立民）**

(1) 契約書面等の電子化

ア 4月22日の本会議における質問に対して、井上国務大臣が「残念」と書いたブログの趣旨

イ 伊藤消費者庁長官の2月24日の記者会見を踏まえたうえでの契約書面等の電子化の検討の経緯

ウ 消費者庁が書面の電子化について平成23年に「他の方法によって代替されるものではない」と取りまとめた際から現在までの環境の変化の有無

エ 消費者庁が取りまとめた電子化に当たっての支障が現在解消されているかの確認

オ 契約書面等の電子化に対する、消費者からの具体的な要望の有無

(2) 消費者契約法に規定されている「社会生活上の経験が乏しいことから」の要件を見直す必要性

(3) 預託法改正関係

ア 業務停止命令を潜脱する事業者への対処策

a V I S I O N株式会社 が別会社名で勧誘を続けていることを消費者庁が把握しているかの確認及び同社が業務停止命令を潜脱していることに対する井上国務大臣の見解

b 電子データで預託した場合における改正預託法の適用の可否

イ 本改正の規制の対象外となる可能性のある事業への対処策

a 事業者が恣意的に所有権移転の時期を決めることで預託期間が3か月未満となる場合における預託法適用の可否

b 預託期間の始期を所有権移転時期ではなく契約締結時から起算する必要性

c 規制の潜脱を防ぐため、預託の定義を「いかなる名義をもってするかを問わず」のような包括的な規定とする必要性

d ケフィア事業振興会のような事例に対して、金融商品取引法の集団投資スキームの規制を適用する必要性

ウ 出資法違反の罰則を現行の「3年以下」から「5年以下」に引き上げる必要性

エ 行政庁による破産申立権

a 平成25年まで消費者庁が開催していた研究会の検討を再開して、消費者庁による破産申立権を導入する必要性

b 行政庁による破産申立制度に関する議論を再開するかの確認

オ 販売預託商法による被害者の救済制度を検討する必要性

カ 井上国務大臣が販売預託商法による被害者に会うつもりがあるかの確認

**尾辻かな子君（立民）**

(1) 井上国務大臣が販売預託商法による被害者に会うことを検討するかの確認

(2) 4月22日の本会議における質問に対して、井上国務大臣が「残念」と書いたブログの記述を撤回する必要性

(3) メールによるクーリング・オフの効力発生時期

ア 発信主義の特則が改正後の特定商取引法第9条第2項等に規定される2種類であることの確認

イ 改正後の特定商取引法第9条第2項はUSBメモリやCD・DVDを送付した時点でクーリング・オフが成立するとしか規定していないことの確認

ウ メールによるクーリング・オフについて民法の到達主義が適用されるかの確認

- エ サーバーの不具合等でメールがすぐに届かなかった場合の効力発生時期
- オ メールの不到達について事業者側に帰責性がない場合における効力発生時期
- カ オの場合にメール発信時に効力が発生することを担保する方法
- キ メールによるクーリング・オフの効力発生時期を法律に明記する必要性
- ク メール発信時に効力が発生することについて本改正案に明記されているかの確認

(4) 契約書面等の電子化

- ア 書面交付の電子化が認められている他の法律の例
- イ マルチ商法などの消費者被害に遭った人に井上国務大臣が会ったことの有無
- ウ どういう人が消費者被害に遭っているかについての井上国務大臣の認識

**吉田統彦君（立民）**

(1) 契約書面等の電子化

- ア 承諾の有無について認識していない消費者の承諾は無効であることの確認
- イ 承諾の有無について認識していない消費者の契約が無効であることの確認
- ウ 購入の意思もないのに悪質事業者に乗せられて、契約し、契約書面の電子交付を承諾してしまった消費者のクーリング・オフに対して、何らかの消費者保護を図る必要性
- エ 内閣提出法律案を撤回し、議員提出法律案の内容を盛り込む必要性

(2) 通信販売におけるトラブル

- ア ネット上の取引における消費者被害の防止のための方策に係る井上国務大臣の見解
- イ 消費者庁によるネット上の取引のモニタリングやパトロール等の方法及び事業者に対して指導、啓発等を行う必要性
- ウ 取引デジタルプラットフォーム提供者に対し消費者庁が指導、啓発等を行う必要性
- エ 消費者庁は取引デジタルプラットフォーム提供者が善意の第三者と認識していることの確認
- オ 今国会に提出した2法案を踏まえた消費者被害防止のための消費者庁の今後の取組

(3) 送りつけ商法対策

- ア 本改正案で送りつけ商法を全面的に禁止としなかった理由
- イ 全面的禁止や、消費者が誤って代金を支払った場合には代金の返金を請求できる規定を盛り込むなど、厳しい規定としなかった理由
- ウ 消費者が誤って代金を支払った場合には返金を請求できることの確認

**畑野君枝君（共産）**

契約書面等の電子化

- ア 契約書面等の電子交付に係る消費者からの要望の有無
- イ 2020年11月9日の規制改革推進会議の成長戦略ワーキング・グループから同年12月21日の規制改革推進会議座長会合までの検討の経緯
- ウ 2020年12月21日の規制改革推進会議座長会合から2021年1月14日の消費者委員会本会議までに消費者から意見を聴取した事実
- エ 消費者から意見を聴取した事実の有無及び聴取した時期
- オ 消費者からの承諾を得る際の「承諾」の具体的な内容
- カ 政省令で定めるとされる「明示的」との要件
  - a 要件の具体的な内容
  - b 承諾には紙が含まれることの確認
  - c 消費者団体から意見を聴取し検討する必要性
- キ 契約書面等の電子化によって懸念される実態を井上国務大臣が把握する必要性

串田誠一君（維新）

(1) 送りつけ商法に係る規定

- ア 送りつけられた商品の所有権の法律上の考え方
- イ 所有権が消費者に移転していることの確認
- ウ 物権としての所有権についての法律上の考え方
- エ 送り主が商品の所有権を放棄していることの確認
- オ 所有権が消費者に移転している以上、送りつけられた商品を気に入って契約した場合であっても、その契約が無効であることの確認
- カ 商品の所有権の在り方について政府が整理していないことの確認
- キ 送り主に所有権があるにもかかわらず消費者が商品を使用したり処分できる理由
- ク 消費者が送りつけられた商品を自らの意思で購入しようとした場合に、当該契約を締結できるかの確認
- ケ 所有権が消費者に移転している商品に対して、消費者が新たな売買契約の申込みができることの矛盾

(2) 衆法関係

- ア 現行の消費者契約法のつけ込み型勧誘取消権と衆法におけるつけ込み型勧誘の包括的取消権の違い
- イ 書面の契約書の必要性

井上一徳君（国民）

(1) 送りつけ商法に係る規定

- ア 所有権と特定商取引の規定に基づく権利の違い
- イ 遺失物拾得に係る所有権取得と特定商取引法の規定に基づく権利取得の違い
- ウ 所有権が送り主にあることの確認
- エ 所有権が消費者に移転したことを明確にする必要性
- オ 事業者にも所有権があるにもかかわらず、消費者が商品を処分できるとすることで消費者が混乱する懸念
- カ 処分できる権利が所有権であることの確認
- キ 所有権と処分できる権利との違い
- ク 商品が送りつけられた時点で消費者に所有権が移転したと整理する必要性
- ケ 特定商取引法の改正するに当たり所有権について整理を行ったうえで法案を提出する必要性
- コ 現行法の規定においても商品が送りつけられてから 14 日経過した時点で所有権が移転することの確認
- サ 自由に処分できる権利が所有権であることの確認
- シ 所有権について政府内で検討を行う必要性

(2) 契約書面等の電子化

- ア 消費者団体等から消費者庁に寄せられた意見の総数
- イ 消費者等からの意見を聴取したうえで制度設計をする必要性についての井上国務大臣の見解